

一、事業主側ノ動靜

會社側ハ爭議ノ永續スルハ職工側ヲ惡化セシムル虞レアリト
シ大連在任ノ社更ノ指揮ヲ待シツ東京在任ノ重役協議ノ結果
職工側ノ要求ニ對スル回答案ヲ作成本月十六日職工代表ヲ工
場ニ召致シ左ノ案ヲ發表セリ

記

一、終末ノ請負並ニ加給制度ヲ撤廢シ全終業員ニ對シ最底五分最
高五分割ノ歩合ヲ本給ニ添入ルコト

出 答 終末ノ請負並ニ加給制度ハ撤廢シ

終末ノ請負者ニハ最底五分ヨリ最高二割五分

ヲ本給ニ添入ル

右ハ大體ヲ示スモノニシテ六月ノ一號ニ至リハシ但シ日給
三圓五十錢以上ノ者ハ増給セズ他日請負制度ノ復活スルコト
アルハキモ甘ノ際ニ於テ之ヲ以テ之ノ以給ハ変更セズ

二、退職手當ノ制度ヲ制定スルコト

六ヶ月以上一ヶ年未満ハ日給十五日分

一ヶ年以上一ヶ年未満ヲ増ス毎二日給一日分

出 答

一ヶ年以上二ヶ年未満ハ日給十日分

二ヶ年以上一ヶ年未満ヲ増ス毎二日給七日分

三、一年一回以上昇給スルコト

出 答

出末得ル限リ希望ニ添フ極力ムルモ目下ノ會社ノ状態ニシ
ハ約束スルヲ得ス

四、爭議中ノ日給全額ヲ支給スルコト

出 答

日給四分ノ一ヲ支給ス

五、日本労働復興同盟ヲ公認シ団体交渉權ヲ確認スルコト